

多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規程

(平成十四年二月二十八日会規第五十号)

(目的)

第一条 この規程は、多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止が喫緊の課題となつている状況にかんがみ、日本弁護士連合会及び弁護士会が非弁提携行為の防止のために必要な調査を行うことができるようにし、もつて非弁提携行為を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、「多重債務処理事件」とは、金融業者に対して多重に債務を負担する者から受任する任意整理事件、破産申立事件、民事再生申立事件、特定調停申立事件及びこれに類する事件をいう。

2 この規程において「非弁提携行為」とは、多重債務処理事件について、弁護士又は弁護士法人が、弁護士法に違反して法律事務を取り扱い又は事件を周旋することを業とする者から、事件の紹介を受ける行為、これらの者を利用する行為、又はこれらの者に自己の名義を利用させる行為をいう。

- 1 -

(非弁提携行為の禁止等)

第三条 弁護士及び弁護士法人は、非弁提携行為を行い、又はこれを他の弁護士又は弁護士法人に行わせ若しくは行うよう勧誘してはならない。

2 弁護士及び弁護士法人は、その業務に従事する職員が非弁提携行為に関与しないよう十分に注意し、監督しなければならぬ。

3 弁護士及び弁護士法人は、多重債務者の名簿等を不正に利用して多重債務処理事件の依頼を勧誘してはならない。

(努力義務)

第四条 弁護士及び弁護士法人は、多重債務処理事件の受任及び処理にあつて、日本弁護士連合会及び弁護士会が行う指導を遵守するように努めなければならない。

2 弁護士及び弁護士法人は、非弁提携行為の疑いのある行為を発見したときは、これを遅滞なく所属弁護士会に報告するように努めなければならない。

(調査)

第五条 弁護士会は、所属の弁護士又は弁護士法人について、非弁提携行為の疑いがあるときは、当該弁護士又は弁護士法人、関係人、官公署その他の団体に対し、

- 2 -

陳述、説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な場
所若しくは物について検証を行うなどの調査をするこ
とができる。

2 弁護士会は、弁護士が非弁提携行為を行った場合又は
非弁提携行為を行ったと思料する事由がある場合にお
いて、当該弁護士の所属する弁護士法人又は当該弁護
士の所属する弁護士法人若しくは法律事務所に所属す
る他の弁護士が非弁提携行為に関与している疑いがあ
り、非弁提携行為の防止のため必要があると認めると
きは、当該弁護士の所属する弁護士法人又は当該他の
弁護士に対して、前項の調査をすることができる。

3 弁護士会は、必要と認めるときは、担当委員会又はそ
の委員に命じて前二項の調査をさせることができる。

(調査協力義務)

第六条 弁護士及び弁護士法人は、この規程による弁護士
会の調査に対し誠実に協力しなければならず、正当な
理由なくしてこれを拒んではならない。

(是正措置)

第七条 弁護士会は、調査の結果、必要があると認めると
きは、当該弁護士又は弁護士法人に対して、当該非弁
提携の疑いのある行為の是正措置をとることができる。

2 弁護士会は、前項の是正措置を行う場合には、当該弁
護士又は弁護士法人に対し、前もって弁明の機会を与
えなければならない。

3 第一項の是正措置は、当該弁護士又は弁護士法人に書
面により通知して行うものとする。

(異議申立)

第八条 前条第三項の是正措置の通知を受けた弁護士又は
弁護士法人は、その日の翌日から起算して三十日以内
に所属弁護士会に対し、異議を申立てることができる。

2 弁護士会は、前項の異議の申立の理由があると認める
ときは、当該是正措置を取消し、理由がないと認める
ときは、当該異議の申立を棄却し、異議の申立が不適
法であるときは、当該申立を却下しなければならない。

(弁護士会の相互協力)

第九条 弁護士会は、非弁提携行為の調査及びその是正の
ための措置に関して相互に協力しなければならない。

2 弁護士会は、他の弁護士会の所属弁護士又は弁護士法
人について非弁提携行為があると思料するときは、当
該弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会及び日本弁護
士連合会に対し、その旨を通知する。

3 前項により通知を受けた弁護士会は、当該事由につい

て必要な調査及び是正措置をとることができる。この場合、通知をした弁護士会に対し、直ちにその旨を通知する。

4 第二項により通知を受けた日本弁護士連合会は、当該事由について必要な調査をすることができる。この場合、通知をした弁護士会に対し、直ちにその旨を通知する。

5 日本弁護士連合会及び弁護士会は、この規程に基づく調査を他の弁護士会に委嘱することができる。

6 弁護士会は、この規程に基づく調査を日本弁護士連合会に委嘱することができる。

7 前二項により委嘱を受けた日本弁護士連合会又は弁護士会は、速やかに、調査をとげ、委嘱した日本弁護士連合会又は弁護士会にその結果を報告しなければならない。

8 日本弁護士連合会が第四項又は第六項により調査をする必要があるときは、日本弁護士連合会の行う調査について、第五条及び第六条を準用する。

(秘密の保持)

第十条 日本弁護士連合会及び弁護士会の役員、担当委員会の委員及び職員は、職務上知り得た秘密を漏らして

はならない。その職を退いた後も同様とする。

(規則)

第十一条 日本弁護士連合会は、この規程を実施するために必要な事項を規則で定めることができる。

附則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。